

記載例②:専従者 月10万円、年間120万円 扶養なし  
定額減税額は1人(本人)×30,000円=30,000円

※令和6年分年末調整計算表  
(注)定額減税の計算に対応した計算表となりますので、令和7年分の年末調整にはご利用いただけません。

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 1,200,000	③ 0
賞 与	④	⑦
計	② 1,200,000	⑧ 0
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 650,000	
所得金額調整控除額 (120×30,000円×10%、マイナスの場合) 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑩ 650,000	
社会保険料等控除額 給与等からの控除分(⑫+⑬) 申告による社会保険料の控除分 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫ ⑬ ⑭	
生命保険料の控除額	⑮	
地震保険料の控除額	⑯	
配偶者(特別)控除額	⑰	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	
基礎控除額	⑳ 480,000	
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑳)	㉑ 480,000	
差引課税所得金額(㉑-㉒)及び算出所得税額 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉒ 170,000	㉓ 8,500
年調所得税額(㉓-㉔、マイナスの場合は0)	㉔ 8,500	㉕ 30,000
年調所得減税額 (㉕-㉖、マイナスの場合は0)	㉖ 30,000	
控除外額(㉖-㉗がマイナスの場合に記載)	㉗ 21,500	
年調年税額(「㉕-㉔」×102.1%)	㉘ 0	
差引超過額又は不足額(㉘-㉙)	㉙ 0	
超過額の精算 同上的うち 本年最後に徴収する金額 本年中に還付する金額 翌年において還付する金額	㉚ ㉛ ㉜ ㉝	
不足額の精算 本年最後に徴収する金額 翌年に繰り越して徴収する金額	㉞ ㉟	

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央  
氏名 青色 次郎  
所得控除の額の合計額 480,000  
源泉徴収税額 0

給料・賞与 1,200,000  
所得控除の額の合計額 480,000  
源泉徴収税額 0

源泉徴収時所得減税控除済額 8500円  
控除外額 21,500円

年調所得税額はここに記載

控除外額はここに記載

※記載例①②とも納税額がないため  
合計額は¥0とご記入頂きます。

記載例①②の場合

給与支払額を記入

納税額 ¥0

納税がない場合でも¥0  
とご記入ください。  
(¥マークを付けて下さい)

納税額の計算が終わりましたら、所轄税務署から送付された納付書で納税をして下さい。  
納税額が0円でも納付書の提出が e-Tax での送信が必要です。

- ※ 年末調整でお渡しする書類
- 令和6年分 源泉徴収票 (従業員へお渡しください)
  - 令和6年分 給与支払報告書 (市区町村へ送付)
  - 令和6年分 源泉徴収簿 (事業主が保管)
  - 令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書 (事業主が保管)
  - 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (事業主が保管)
  - 令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (事業主が保管)